

**メガソーラープロジェクト対象事業地区用地
事業提案競技 募集要項
〈淡路佐野地区〉**

令和8年9月

兵庫県企業庁

目 次

1	募集の趣旨	1
2	事業提案競技の概要	1
	（１）名 称	1
	（２）主催者	1
	（３）事務局	1
3	用語の定義	1
	（１）提案事業者	1
	（２）事業予定者	1
	（３）事業実施者	2
	（４）共同事業体	2
4	分譲対象物件	2
	（１）土地等	2
	（２）設備等	2
	（３）主な法的規制	2
	（４）固定価格買取（ＦＩＴ）制度における調達期間	3
	（５）最低譲渡価格	3
5	スケジュール	3
6	開発条件等	4
	（１）基本事項	4
	（２）施設等整備	4
	（３）環境・景観形成	4
	（４）土壌・地盤の概要等	5
	（５）防災情報	5
	（６）供給処理施設等	5
	（７）その他	6
7	その他留意事項	6
8	応募資格等	7
	（１）応募者の資格	7
	（２）共同事業体の要件	7
	（３）欠格要件	7
	（４）資格確認	8
	（５）失格要件	8
9	募集要項の公開・配布方法	8
	（１）公開期間	8
	（２）配布方法	8

10	質疑応答	8
	(1) 資格	8
	(2) 質疑の受付	8
	(3) 質疑の方法	9
	(4) 回答の方法	9
11	応募手続	9
	(1) 現地説明会	9
	(2) 応募登録	10
	(3) 提案書類等の提出	11
12	事業予定者の選定	13
	(1) 審査方法	13
	(2) 審査項目	13
	(3) 事業予定者の決定	13
13	契約手続等	14
	(1) 事業実施計画の策定	14
	(2) 土地等・設備等譲渡契約の締結	14
	(3) 土地等・設備等譲渡契約の解除	14
	(4) 土地等・設備等譲渡契約残代金の納付	15
	(5) 設備変更認定手続	15
	(6) 所有権の移転（分譲対象物件の引渡し）	15

1 募集の趣旨

本県では、国の地球温暖化対策・脱炭素化の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進を図るため、メガソーラープロジェクトとして、県内 12 箇所に太陽光発電施設の整備を行った。このうち、淡路佐野地区について、地元の理解と協力の下、暫定的な土地利用として、これまで直営方式により発電した電力の全量を固定価格買取（FIT）制度に基づき電力会社へ売電してきた。

このたび、このような利用経緯に加え、民間事業者を対象としたサウンディング型市場調査結果等を踏まえ、当該用地について既存の土地等及び設備等を一体として売却する。

本公募において、太陽光発電事業の提案に限らず、当該用地が有する立地特性、既存設備等の資源を活かし、将来にわたり地域の発展に寄与する幅広い利活用の提案を求めるものである。

このため、事業者の選定にあたっては、単に譲受申出価格の評価のみに留まらず、提案される事業の実現性、地域社会との調和、地域経済への波及効果、地域活性化・気候変動対策への貢献、事業遂行能力及び持続的な運営能力に加え、コンプライアンスやガバナンス等を総合的に評価する事業提案競技方式により公募を行うものとする。

なお、提案に際しては、安定的且つ持続的な運営を図る観点から、法令遵守の徹底、地域人材の雇用、地元自治体及び地域住民との連携・協働などを積極的に取り入れ、地域に新たな価値をもたらすことを期待するものである。

2 事業提案競技の概要

（１）名称

メガソーラープロジェクト対象事業地区用地事業提案競技

（２）主催者

兵庫県企業庁（以下「県」という。）

（３）事務局

兵庫県企業庁企業誘致課（兵庫県庁 1 号館 3 階）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL：078-341-7711（内線）75906 FAX：078-362-4272

E-mail：kigyoyuchi@pref.hyogo.lg.jp

3 用語の定義

（１）提案事業者

本書の記載内容を承諾し、提案書類を提出した者とする。

（２）事業予定者

提案事業者のうち、本事業提案競技の審査結果を踏まえ、県が事業者として決定した者とする。

(3) 事業実施者

事業予定者のうち、県と土地等・設備等譲渡契約を締結した者とする。

(4) 共同事業体

複数の企業等が「共同事業体協定書（様式7）」を締結して、共同で事業を行う事業体とする。

※ 共同事業体の要件〔8応募資格等（2）〕を確認すること。

4 分譲対象物件

本事業提案競技の分譲対象物件は次に掲げる土地等及び設備等とする。なお、土地等及び設備等は一体として譲渡するものとし、何れか一方のみの譲渡は行わない。

(1) 土地等

区分	所在地	地目	面積
土地	淡路市佐野新島3番2	宅地	6,683.93 m ²
	淡路市佐野新島3番3	宅地	3,850.19 m ²
	淡路市佐野新島3番4	宅地	14,336.33 m ²
	合計面積		24,870.45 m ²
その他	水路		

(2) 設備等

区分	内容	数量
設備	太陽光パネル（発電出力2,000kW）	8,393枚
	接続箱、集電箱	一式
	パワーコンディショナー	4台
	パワーコンディショナーハウス	2基
	監視カメラ	2台
	変圧器	5台
その他	遠隔監視システム	一式
	敷地フェンス、パネル架台	一式

- 9月29日（火）～10月30日（金）まで、事務局にて太陽光発電施設設置工事完成図書、発電・出力制御実績、維持管理実績及び整備履歴を公開するものとし、閲覧を希望する事業者は事務局へ事前連絡の上、来庁すること。

(3) 主な法的規制

都市計画法	用途地域等	用途地域：無（建ぺい率70%、容積率400%）、高度地区：無
	地区計画	無
景観法	景観計画：無	
兵庫県屋外広告物条例	許可地域	

【参考】再生可能エネルギー関係法令

区分	法令
経済産業省	・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置（改正FIT）法（旧：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法） ・電気事業法
環境省	環境影響評価法
兵庫県	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

※ 本表は主な関係法令の抜粋であり、必ず提案事業者自身で法令を確認すること。

（４）固定価格買取（FIT）制度における調達期間

平成 27 年 1 月 13 日～令和 17 年 2 月 28 日

（５）最低譲渡価格

土地等 281,000,000 円（非課税）

設備等 536,658,100 円（税込）

合 計 817,658,100 円

※ 設備変更認定の申請には、所管行政庁、その他関係機関による審査及び手続等に一定の期間を要することが見込まれるため、当該変更認定に要する期間相当を考慮した上で最低譲渡価格を設定している。

５ スケジュール

①募集要項の公開	令和 8 年 9 月 29 日（火）
②質疑の受付	令和 8 年 9 月 29 日（火）～令和 8 年 10 月 6 日（火）
③質疑への回答	令和 8 年 10 月 16 日（金）予定
④現地説明会	令和 8 年 10 月 21 日（水）
⑤応募登録	令和 8 年 10 月 23 日（金）～令和 8 年 10 月 30 日（金）
⑥提案書類等の受付	令和 8 年 11 月 16 日（月）～令和 8 年 11 月 30 日（月）
⑦提案（書面）審査	令和 8 年 12 月下旬
⑧事業予定者の決定（審査結果の通知・公表）	令和 9 年 1 月上旬
⑨事業実施計画の承認	令和 9 年 1 月下旬
⑩土地等・設備等譲渡契約	令和 9 年 2 月上旬
⑪土地等・設備等の引渡し	令和 9 年度以降

6 開発条件等

(1) 基本事項

- ① 各種法令に基づく届出等については、提案事業者自身において関係機関に確認の上、施設整備その他必要な工事等は、事業予定者の責任と負担で適切に行うこと。
- ② 太陽光発電事業を承継する場合については、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン〔太陽光発電（2026年4月改訂）〕」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（2026年4月改訂）」を参照の上、特に、資源エネルギー庁への変更認定申請手続に留意すること。

【参考】資源エネルギー庁ガイドライン

・事業計画策定ガイドライン〔太陽光発電（2026年4月改訂）〕

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

・説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（2026年4月改訂）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

- ③ 事業予定者として決定された者は、提案した全体計画、施設設備計画、施設運営計画等について県と協議を行い、必要に応じて修正を加えた事業実施計画を策定し、県に提出すること。なお、県の承認を得た計画について、やむを得ない場合を除き、変更は原則認めない。
- ④ 事業実施にあたり、周辺事業者・地域住民等への計画・工事説明及び周辺の環境対策、地元調整等については、事業予定者の責任と負担で適切に行い、その他必要な事項は県や関係機関の指示に従うこと。

(2) 施設等整備

- ① 分譲対象物件は現状有姿で引き渡すため、敷地内に存置する設備等の撤去・修繕等については、事業予定者の責任と負担において適切に行うこと。
- ② 分譲対象物件の北側に既設進入路が存する。
- ③ 分譲対象物件に掲げる土地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県は、立木の伐採、擁壁等の地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整を一切行わない。また、越境物がある場合について、県は越境状態の解消や承諾書等の取得は行わない。越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて事業予定者の責任と負担で適切に行うこと（土地等・設備等譲渡契約締結後に判明した場合も同様）。

(3) 環境・景観形成

- ① 兵庫県屋外広告物条例に従い、建物や外構の形状・デザイン・色彩、広告物等については、周辺との調和に十分配慮した魅力的な景観の創造に努めること。
- ② 環境悪化を招かないよう交通等の対策を十分に講じ、非常時の対応、その他安全対策に十分留意すること。また、電波障害が生じないようにすること。

(4) 土壌・地盤の概要等

- ① 県は、分譲対象物件に掲げる土地の地盤調査を実施していない。なお、参考資料として、地質調査資料（物件資料の資料6）を添付しているが、地盤調査及び改良が必要な場合は、事業予定者の責任と負担で適切に行うこと。
- ② 県は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する土壌汚染状況調査その他地中の埋設物及び障害物に関する調査を実施していないため、これらの調査ならびに措置が必要な場合は、事業予定者の責任と負担で適切に行うこと。
- ③ 平成24年12月に国が公開した南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0）の地震動モデル[内閣府（防災担当）提供]を用いて液状化検討を行った結果、淡路佐野地区では震度6強の揺れが想定され、液状化が発生する可能性があるとの結果が得られている。

(5) 防災情報

- ① 分譲対象物件は、兵庫県が指定した土砂災害警戒区域等に該当しない。ただし、土砂災害警戒区域等指定の有無は土砂災害発生の可能性がないことを示すものではないため、土地の利用にあたっては土砂災害の発生に留意すること。また、淡路市ハザードマップ風水害編（津名北・一宮東地区、令和3年12月作成分）において、兵庫県が公表した想定し得る最大規模の大雨（想定最大規模降雨）による河川氾濫時の洪水浸水想定区域に該当しない。ただし、洪水浸水想定区域該当の有無は水害発生の可能性がないことを示すものではないため、土地の利用にあたっては水害の発生に留意すること。
- ② 分譲対象物件は、淡路市ハザードマップ高潮編（令和3年12月作成分）において、兵庫県が公表した想定し得る最大規模の高潮による浸水範囲に該当している。また、淡路市ハザードマップ津波編（令和3年12月作成分）について、南海トラフ巨大地震の津波による浸水範囲に該当している。

(6) 供給処理施設等

- ① ガス、上水道、下水道、電気及び電話等の供給処理施設等が必要な場合は、事業予定者が各供給事業者等と協議の上、自らの責任と負担で適切に整備すること（対象地外での工事が必要な場合を含む）。
- ② 分譲対象物件は、関西電力送配電㈱「蓄電池連系に伴い大規模な上位系統増強が必要となる地域マップ」の大規模な増強要に該当し、令和8年5月時点で概ね4～10年以上の工期を要することが想定されている旨を留意すること。

【参考】蓄電池連系に伴い大規模な上位系統増強が必要となる地域マップ

<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/disclosure/distribution-equipment/pdf/map.pdf>

- ③ 事業実施計画に基づき、利用用途を将来的に変更する場合、淡路広域水道企業団水道事業給水条例の開発行為に該当し、淡路広域水道企業団との事前協議が必要となることに留意すること。また、淡路市内では水需要増加により、使用水量について計画の見直しが必要となる可能性がある。

④ 水道給水管等の整備計画は、淡路広域水道企業団と協議の上決定し、事業予定者の責任と負担で適切に整備すること。

⑤ 排水について、合併処理浄化槽の設置が必要となる。

(7) その他

① 将来、周辺の土地利用が変更されることがある。

② 関係法令を遵守し、周辺環境に十分配慮すること。

③ 下表の主な問い合わせ先を参照すること。

【主な問い合わせ先】

区 分		照 会 先	電 話
県	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	まちづくり部 建築指導課 開発指導班	078-362-3646
	開発許可、建築基準法	淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	0799-26-3247
淡路市	屋外広告物、用途地域 等	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-64-2533
	道路整備、道路占用、交通安全施設、道路境界 等	都市整備部 都市総務課 総務係	0799-64-2125
	上水道	淡路広域水道企業団 淡路広域水道調整センター 管理係	0799-74-0092
	下水道	都市整備部 下水道課 施設係	0799-64-2514
	消防水利施設	淡路広域消防事務組合	0799-24-0119
民間	電力（契約、電気設備）	関西電力㈱（契約） 関西電力送配電㈱（電気設備）	0800-777-8810 0800-777-3081
	ガス	各プロパンガス会社	—
	通信	N T T西日本㈱	局番なし 116

7 その他留意事項

① 本書記載内容をすべて承知した上で、事業提案を行うこと。

② 土地の利用や建物を建築するにあたっては、都市計画法・建築基準法や自治体の条例等により指導などがなされる場合や開発負担金が必要となる場合があるので、利用等に係る法令上の諸規制について、必ず提案事業者自身において、関係機関に確認すること。

③ 本書に記載した事項と現況が相違する場合は、現況が優先する。事業予定者は、本書に記載した事項について、現況に符合しないことがあっても、これを理由として土地等・設備等譲渡契約の締結を拒み、提案審査の無効を主張し、又は土地等・設備等代金の減免を請求することはできない。

- ④ 事業実施者は土地等・設備等の所有権移転日から起算して最低 10 年間は、事業実施計画に基づく使用用途に供することとし、やむを得ない事情が生じた場合は、県の承認を得た上で計画の変更が認められる。なお、県の承認なしに他目的での利用及び第三者への転売・転貸等を禁じる。当該期間の経過後も使用用途に則した利用に努めること。
- ⑤ 県は、分譲対象物件を現状有姿のまま引き渡すこととし、事業実施者は分譲対象物件の引渡し後、土地等、設備等の品質に問題があることを発見しても、土地等譲渡代金の減額、補修請求及び損害賠償の請求又は土地等・設備等譲渡契約の解除をすることはできない。
- ⑥ 県は、土地等、設備等の引渡し後、地盤の変動又はこの変動に起因する建物その他の設備等の損傷について、その責を負わない。

8 応募資格等

(1) 応募者の資格

提案事業者は、募集の趣旨に沿って、分譲対象物件の所有権を自ら取得し、事業実施者として企画・施設設置及び施設運営（施設を賃貸する場合を含む）を行う十分な資力・経験・経営力・信用及び技術的能力がある企業等（公益法人を含む）又は共同事業体であること。

(2) 共同事業体の要件

- ① 事業実施計画書（様式 8）に記載する事業を共同連帯して実施すること。
- ② 分譲対象物件の取得を希望する者は、すべて共同事業体の構成員となること。
- ③ 共同事業体協定書（様式 7）には、共同事業体の目的、名称、事務所、存続期間、当該事業体を代表する企業等（以下「代表企業」という。）及び各構成員の役割分担を定めること。
- ④ 本事業提案競技に係る県からの連絡等は、代表企業の連絡担当者に対して行うことにより、構成員全員に連絡等がなされたものとみなす。
- ⑤ 代表企業から県へ提出された書類及び県からの照会に対する代表企業からの回答は、構成員全員の合意の上で提出又は回答されたものとみなす。

(3) 欠格要件

提案事業者（共同事業体による提案の場合は構成員全員）は次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当する者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 国税及び地方税を滞納している者

- ⑤ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条の各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

（４）資格確認

応募資格確認の基準日は、応募登録の日とする。

（５）失格要件

提案事業者（共同事業体による提案の場合は構成員全員）が以下のいずれかに該当すると県が判断した場合は、当該提案事業者は失格となる。なお、事業提案内容の審査により事業予定者として決定した場合でも、契約締結までの間に当該失格要件に該当すると県が判断した場合は、その決定を取り消すものとする。

- ① 提案書類等に虚偽の記載があるとき。
- ② 提案書類等に不備があり、補正が困難であるとき。
- ③ 審査委員に対して審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平性を害する行為があったとき。
- ④ 提案された譲受申出価格が最低譲渡価格に達していないとき。
- ⑤ その他不正行為があったとき。

９ 募集要項の公開・配布方法

（１）公開期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）～令和 8 年 12 月下旬（事業予定者決定）

（２）配布方法

- ① 県HPからダウンロード

【URL】 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kc03/compe-awaji-solar.html>

- ② 事務局で配布（応募登録最終日の令和 8 年 10 月 30 日（金）まで）

事務局：兵庫県企業庁企業誘致課（兵庫県庁 1 号館 3 階）

所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

※ 土日祝日を除く上記各日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

10 質疑応答

（１）資 格

本事業提案競技へ応募を予定する者

（２）質疑の受付

- ① 受付期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）～令和 8 年 10 月 6 日（火）

※ 土日を除く上記各日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

② 提出先

事務局：兵庫県企業庁企業誘致課（兵庫県庁 1 号館 3 階）

所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

E-mail：kigyoyuchi@pref.hyogo.lg.jp

（３）質疑の方法

質疑事項を質疑書（様式 1）に記入し、持参、郵送、E-mail のいずれかの方法にて行うこと。受付期間内に上記提出先で受付完了したものに限る。

【注意事項（郵送の場合）】

- ・ 一般書留又は簡易書留とし、10 月 6 日（火）必着とすること。
- ・ 封筒には、差出人及び送付先の課名を明示すること。

【注意事項（メールの場合）】

- ・ 10 月 6 日（火）17 時までに上記アドレスに到達すること。
- ・ 件名は「淡路メガソーラー質疑」とし、本文に送り主を明示すること。

（４）回答の方法

県ホームページに掲載する〔回答予定日：令和 8 年 10 月 16 日（金）〕。

【URL】<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kc03/compe-awaji-solar.html>

- ① 原則として、質問者に対する個別の回答は行わない。また、回答する際に質問者の名称は公表しない。
- ② 審査会所掌事項（審査基準等）に関する質疑や提案等事業実施上必要と認められない事項についての回答は行わない。
- ③ 回答をもって、本募集要項の修正を行うことがある。

11 応募手続

（１）現地説明会

- ①日時 令和 8 年 10 月 21 日（水）10 時～12 時

※ 雨天決行とし、台風接近等で荒天が予想される場合は、現地説明会の前日中に事務局から現地説明会申込書（様式 2）に記載された担当者の連絡先へ延期の連絡を行います〔延期日時：令和 8 年 10 月 28 日（水）10 時～12 時予定〕。

- ②場所 淡路佐野太陽光発電所

<https://maps.app.goo.gl/MkayBEJyHgaJwkdd8>

- ③開催方法

ア 現地説明会申込書（様式 2）を下記の提出先へ提出すること。

- ・ 受付期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）～令和 8 年 10 月 13 日（火）

※ 土日祝日を除く上記各日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

- ・ 提出先

事務局：兵庫県企業庁企業誘致課（兵庫県庁 1 号館 3 階）

所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

E-mail：kigyoyuchi@pref.hyogo.lg.jp

・ 提出方法

持参、郵送、E-mail のいずれか

【注意事項（郵送の場合）】

- ・ 一般書留又は簡易書留とし、10月13日（火）必着とすること。
- ・ 封筒には、差出人及び送付先の課名を明示すること。

【注意事項（メールの場合）】

- ・ 10月13日（火）17時までに上記アドレスに到達すること。
- ・ 件名は「淡路メガソーラー現地説明会申込」とし、本文に送り主を明示すること。

イ 分譲対象物件の入口に集合すること。

ウ 現地説明会の参加者確認を行うため、当日受付の際に、参加者毎に名刺1枚を所定の封筒（事務局で用意する。）に封入すること。なお、提出された名刺は参加者確認以外の目的には使用しない。

エ 質疑事項がある場合は、原則、質疑受付期間内に質疑書（様式1）を提出すること。

（2）応募登録

提案事業者は、以下に定めるところにより、応募登録をしなければならない。

① 受付期間

令和8年10月23日（金）～令和8年10月30日（金）

※ 土日祝日を除く上記各日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

② 受付場所

事務局：兵庫県企業庁企業誘致課（兵庫県庁1号館3階）

所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

③ 提出書類 【正本1部、副本9部】

※ 各区画について、以下のア～キをそれぞれ提出すること。

ア 応募登録申込書（様式3）

イ 提案事業者資格誓約書 兼 確認書（様式4）

ウ 定款又は寄付行為

エ 企業等の概要（会社案内、直近3か年の決算概要等）

オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又はこれに準じるもの（応募登録前3か月以内に発行のもの）

カ 代表者の印鑑証明書（応募登録前3か月以内に発行のもの）

キ 納税証明書

課税されている国税及び地方税について、管轄する税務署、都道府県及び市町村が発行する、未納税額がないことの証明書

※ 国税については、「納税証明書（その３の３）」、地方税については、都道府県及び市町村が発行する各証明書

〔例〕本店所在地が淡路市の場合

地方税各証明書…洲本県税事務所発行「納税証明書（３）」、
淡路市発行「納税証明書」

※ 共同事業体で応募する場合は、上記イ～キについて、構成員全員について提出すること。

④ 応募登録の受付

応募登録しようとする者は、上記③提出書類を事前に来訪希望日時を連絡した上で事務局に持参すること。

※ 持参以外の方法（郵送、メール等）による提出は受け付けない。

⑤ 登録の辞退

応募登録者は登録を辞退することができる。その場合は速やかに辞退届（様式 9）により届け出なければならない（期限：提案書類等の受付最終日）。

⑥ 登録料

無料とする。

（３）提案書類等の提出

単独事業者、共同事業体の何れの場合も、１者（１共同事業体）につき１件の提案に限り提出することができるものとし、以下に定めるところにより、提案書類等を提出しなければならない。なお、提案に要する費用は提案事業者の負担とする。

また、提案書類等提出後、誤字等を除き内容変更及び追加は原則として認めない。ただし、県が補正を求めた場合はこの限りではない。

① 提案書類等の提出は、応募登録者に限り行うことができる。

② 受付期間

令和８年 11 月 16 日（月）～令和 8 年 11 月 30 日（月）

※ 土日祝日を除く上記各日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

※ 提案書類等の提出にあたっては期限を遵守すること。期限後の受付は一切行わない（県が補正を求めた場合を除く）。

③ 提出先

事務局：兵庫県企業庁企業誘致課（兵庫県庁 1 号館 3 階）

所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

④ 提出の方法

⑤提案書類等を事前に来訪希望日時を連絡した上で事務局に持参すること。

※ 持参以外の方法（郵送、メール等）による提出は受け付けない。

⑤ 提案書類等【正本 1 部、副本 9 部】

以下のア～オをそれぞれ提出するものとし、提案書類等は、データ（PDF）を記録し、ウイルスチェックを行った USB を併せて提出すること。

- ア 提案競技申込書（様式５）
- イ 譲受申出価格調書（様式６）
- ウ 共同事業体協定書（様式７）※共同事業体で提案する場合
- エ 事業実施計画書（様式８）

【留意事項】

- ・ 事業実施計画書（様式８）の項目に沿って、30 ページ以内を目安として提案作成することとし、同様式の作成項目について提案事業者自身で確認すること。
- ・ 最低 10 年間の事業計画を提案すること。
- ・ 事業実施計画書は、A 4 サイズを基本とするが、図面等においては A 3 サイズを推奨するものとし、事業実施計画書下部中央に通し番号（ページ番号）をつけ、片面印刷し、A 4 サイズ縦型に左側綴じで製本すること（A 3 サイズの書類は A 4 サイズに片袖折りにして綴じ込む）。
- ・ 提案内容に応じて各種図面を作成すること。

〔各種図面の例示〕

全体鳥瞰図又は施設配置図／建物各階平面図／駐車場及び動線計画図／建物の外観及び内観イメージパース／定期点検・維持管理、夜間管理、緊急対応時等の実施体制フロー等

オ 添付書類

(a) 直近 3 か年の決算資料（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個別注記表、事業報告書等）

(b) その他参考資料（企業パンフレット、事業実績）

※ 共同事業体による事業提案を行う場合は、ア及びイの書類を構成員全員について提出すること。

(c) 太陽光発電事業の承継以外で電力を活用した事業（自家消費型、地産地消型、P P A モデル等を含む）を提案する者は、計画の実現可能性を示す根拠資料を提出することができる。

※ 当該根拠等の資料の提出は任意とするが、提出された資料については提案内容の実現可能性を評価する際の判断材料となる。

(c-1) 電力会社、アグリゲーター（仲介者）、需要家等との協議状況を示す資料

(c-2) 電力受給契約の写し又は締結見込を示す資料

(c-3) 電力会社系統の接続に関する申請状況及び接続可能性を示す資料

(c-4) 自家消費型、地産地消型又はオンサイト／オフサイト P P A モデル等のスキームに係る具体的設計資料

(c-5) その他、電力の確保又は供給等の実現性を客観的に説明できる資料

⑥ 提案書類等の取扱い

ア 提案書類等の著作権は、提案事業者に帰属する。

イ 提案書類等は、兵庫県情報公開条例（平成 12 年条例 6 号）に基づく公開請求等、必要に応じて公開することがある。

ウ 提案書類等の公開に際しては、著作権者は公開することについて異議無く了承するものとし、県に対する金銭等の請求権を一切有しないものとする。

エ 提出された提案書類等は返却しない。

⑦ 留意事項

提案にあたっては現地の状況等を十分に確認してから提出すること。

12 事業予定者の選定

(1) 審査方法

① 審査委員会

提案の審査は、県が設置する審査委員会において、提出された提案書類等（事業実施計画書等）を審査基準に基づき総合的に評価する。なお審査委員会は非公開とする。

② 事業予定者の決定

県は、審査委員会の審査結果を踏まえ、総合評価が最も高かった者を事業予定者として、次の者を次順位事業予定者として決定する。

③ その他

ア 審査の結果、総合評価が6割未満の場合、事業予定者及び次順位事業予定者として決定しない。

イ 提案事業者が一者の場合についても審査を行う。

(2) 審査項目

審査項目	審査内容
1 全体計画	事業スキーム、事業コンセプト
	地域貢献（地域資源の活用、交流促進、地域との協働、コミュニケーション、環境・防災に配慮した安全安心な暮らしづくり）
2 施設整備計画	全体整備計画
	建物建築計画
	環境への配慮
3 施設運営計画	事業内容（実現可能性）
	管理計画（維持管理、ガバナンス等）
	安全対策・周辺対策（コンプライアンス等）
4 資金計画	事業投資計画の健全性・確実性、収支計画
5 全体スケジュール	事業開始までのスケジュール
6 譲受申出価格	申出価格

(3) 事業予定者の決定

① 結果通知

審査結果については、書面により全ての提案事業者（代表企業）に、令和8年12月下旬（予定）に通知する。

② 公表

提案事業者数並びに事業予定者の名称及びその提案内容（会社概要を含む）の概要を公表する。

③ 異議等への対応

事業予定者の決定理由並びに審査結果に関する問い合わせ及び異議等については一切受け付けない。

13 契約手続等

（１）事業実施計画の策定

事業予定者として決定された者は、提案した全体計画、施設整備計画、施設運営計画等について県と協議を行い、必要に応じて修正を加えた事業実施計画を策定し、県の承認を得ること。

（２）土地等・設備等譲渡契約の締結

- ① 事業予定者として決定された者は、県と土地等・設備等を一体に譲渡する契約（以下「土地等・設備等譲渡契約」という。）を締結するものとする。
- ② 土地等・設備等譲渡契約は必ず事業予定者名義で締結すること。共同事業体で申し込まれた場合は、全員の名義で締結すること。
- ③ 契約保証金は、土地等・設備等譲渡契約金額の10%以上とする。県が別途指定する期日までに納付すること。
- ④ 契約の締結は、契約保証金の納付が完了した時点となる。
- ⑤ 土地等・設備等の所有権移転前に、事業実施者から権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- ⑥ 土地等・設備等譲渡契約にかかる印紙税、不動産（土地）所有権移転登記等に要する登録免許税等の費用及び土地に係る公租公課等、当該契約の履行に関して必要な一切の費用は事業実施者の負担とする。

（３）土地等・設備等譲渡契約の解除等

- ① 提出された提案書類等に虚偽の内容等があると県が判断した場合は、事業予定者決定後又は契約締結後においても、県は事業予定者の決定を無効又は土地等・設備等譲渡契約の締結を解除することができるものとする。なお、この決定の無効又は契約の解除に伴い、事業予定者若しくは事業実施者又は第三者に損害を与えても、県はその責めを負わない。
- ② 土地等・設備等譲渡契約締結後、事業実施者の責めに帰すことができない理由により、事業実施が不可能となった場合は、契約を解除することができるものとする。

- ③ 太陽光発電事業の承継に際して、事業実施者の責めに帰すべき事由によらず、所管行政庁（経済産業省）から再生エネルギー発電事業計画の変更認定（以下「変更認定」という。）を受けることができなかった場合、県及び事業実施者は、土地等・設備等譲渡契約を解除することができる。なお、この場合、県は契約保証金を無利息で返還するものとする。

（４）土地等・設備等譲渡契約残代金の納付

- ① 契約保証金は契約金額に充当するものとし、契約締結後に土地等・設備等残代金の支払用納付書及び登録免許税納付書を送付するので、事業実施者は登録免許税を納付したことを証する領収証書の原本及び土地等・設備等残代金支払済納付書の写しを県に提出すること。
- ② 土地等・設備等残代金の支払期限は、別途県が指定する期日までに一括で納付すること。なお、太陽光発電事業を承継する場合は、（５）を確認すること。

（５）設備変更認定手続

- ① 太陽光発電事業を承継する場合、事業実施者において必要な手続を行うものとする。
- ② 所管行政庁への変更認定申請に際して、県と事業実施者は申請資料の内容整理等で相互に協力するものとし、事業実施者は変更認定通知書を受理後速やかに県に提出すること。
- ③ 事業実施者の手元に変更認定通知書が届いてから、県と事業実施者の合意した営業日までに、県が発行する納付書により土地等・設備等残代金を一括で納付すること。

（６）所有権の移転（分譲対象物件の引渡し）

- ① 土地等及び設備等は一体として譲渡するものとし、何れか一方のみの譲渡は行わない。
- ② 土地等の所有権は、事業実施者が土地等・設備等代金を完納したときに県から事業実施者へ移転するものとする（登記手続には、通常２週間程度を要する）。
- ③ 設備等については、事業実施者が変更認定通知書を取得することを所有権移転の条件とする。この場合、事業実施者の手元に変更認定通知書が届いてから、県と事業実施者の合意した営業日に土地等・設備等の所有権移転を行う。なお、県の売電収入については、所有権移転日から事業実施者へ引き継ぐものとする。
- ④ 県と事業実施者の合意した日をもって、土地等・設備等の所有権移転に係るその他費用収益（国の廃棄等費用積立制度に基づく解体等積立金等）、公租公課を区分し、所有権移転後速やかに双方で精算するものとする。